

「政策目的随意契約の事後公表について」

下記の業務委託につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する「政策目的随意契約」とし、契約を行いましたので事後公表します。

記

1. 契約業務の名称及び契約期間

番号	名称	契約予定期間
1	五泉・村松浄水場施設管理業務委託	令和4年4月1日～令和5年3月31日
2	東部浄水場施設管理業務委託	令和4年4月1日～令和5年3月31日
3	浄水場及び水源地芝樹木管理業務委託	令和4年4月1日～令和5年3月31日
4	配水場等配水施設除草芝管理業務委託	令和4年4月1日～令和5年3月31日
5	五泉配水場構内及び管理道路清掃業務委託	令和4年4月1日～令和5年3月31日
6	新戸倉配水場構内及び管理道路清掃業務委託	令和4年4月1日～令和4年12月12日
7	山谷送水ポンプ場構内清掃業務委託	令和4年4月1日～令和4年12月12日

2. 契約の相手方

- 1～4 公益社団法人 五泉市シルバー人材センター
- 5 社会福祉法人 中東福祉会 きなせ家
- 6～7 社会福祉法人 中東福祉会 さくらの里

3. 契約の相手方とした理由

見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。

※地方自治法施行令第167条の2第1項第3号においては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定する団体（シルバー人材センター）、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障がい者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センターと随意契約ができるとされており、五泉市契約事務規則の改正により、発注の見通し・契約内容等を公表するものです。

【問い合わせ先】

五泉市上下水道局 浄配水係

TEL 43-1515